

「教育用語辞典」第35回です。今回は二択問題です。「1」内に入る正しい言葉は、AかBのどちらででしょうか。

## 【論点整理】

〔ろんでんせいり〕

レベル★

平成二十六年、文部科学大臣からの「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」の諮問を受けて設置された【A「教育課程企画特別部会」】  
B「中教審教育課程部会」が、平成二十七年八月に公表した、部会での審議内容のまとめ。

育成すべき資質・能力、学習指導要領の【A総合化 B構造化】、アクティブラーニング、カリキュラム・マネジメントなど、次期学習指導要領の方向性を示している。

## 【学校運営協議会制度】

〔がっこううんえいきょうぎかいせいど〕

レベル★★★

「地域とともにある学校づくり」のための仕組み。校長や保護者、地域住民が委員を務める「学校運営協議会」で、意見を出し合い、学校運営に生かす。

「学校運営協議会」は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第四十七条に規定された機関で、【A教育委員会 B文部科学省】指定の学校に設置される。設置された学校を「コミュニティ・スクール」という。「学校運営の基本方針の承認」「学校運営について意見を述べること」「教職員の【A分限処分 B任用】に関して意見を出すこと」が認められている。

## 【給付型奨学金】

〔きゅうふうがたしょうがくきん〕

レベル★★★★

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校進学者らを対象とした、返還不要の奨学金制度。平成二十八年十二月に文部科学省が概要を取りまとめた。【A住民税 B所得税】非課税世帯で、定められた学力・資質基準を満たす学生が対象となり、学校の推薦が必要となる。

本格的な実施は平成三十年度進学者からだが、【A国公立大学 B私立大学】に通う下宿生や、社会的養護を必要とする者に対しては、一年前倒して先行実施する。



## 【解答】

### 【論点整理】

A「教育課程企画特別部会」 B構造化

【学校運営協議会制度】

A教育委員会 B任用

【給付型奨学金】

A住民税 B私立大学